

令和8年4月から

自転車の交通違反に 青切符が導入されます

(交通反則通告制度)



道路交通法の改正により、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。自転車の交通ルールを理解し、自転車を安全・安心に利用しましょう。

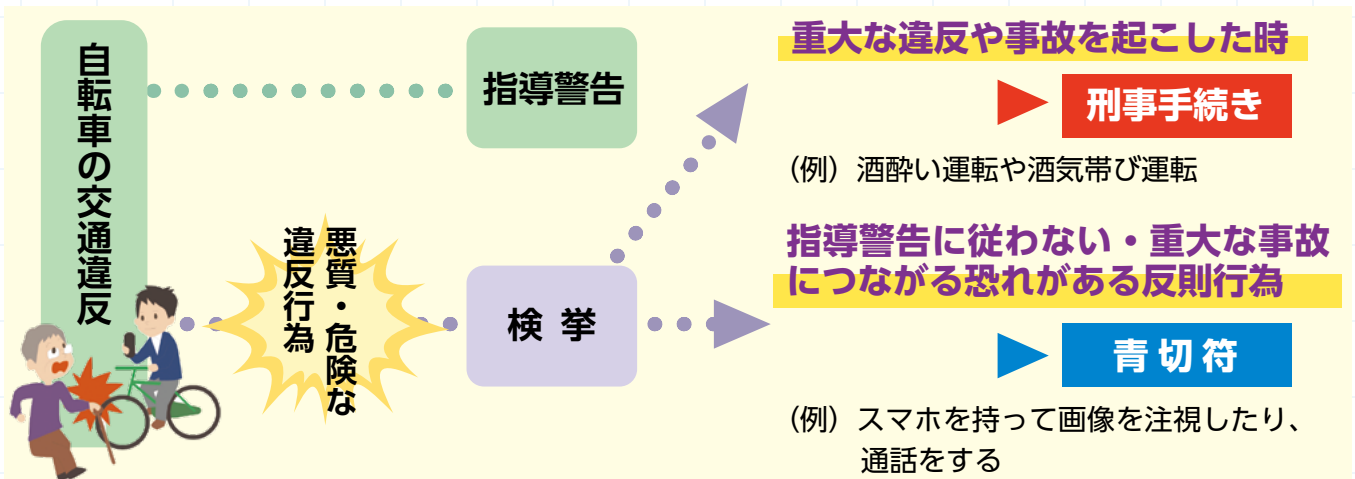
■交通反則通告制度とは？

交通反則通告制度とは、いわゆる「青切符制度」とも言われ、自転車運転者が一定の交通違反をした場合、警察官から「青切符」が交付され、反則金を納めることで刑事手続きに移行しない制度です。

ただし、酒酔い運転や酒気帯び運転など特に悪質な違反や、交通違反により実際に交通事故を起こした場合には、これまでどおり「赤切符」が交付されるなど、刑事罰の対象となります。

■どう変わる？

自転車の指導・取り締まりの基本的な考え方は変わらず、検挙後の手続きが変わります。



■青切符交付の対象となる交通違反は？

対象となる交通違反は113種類あります。主な対象と違反金の例は次のとおりです。

青切符対象の交通違反例	反則金
携帯電話の使用 (ながら運転)	12,000円
信号無視	6,000円
車道の右側通行	
歩道通行	
一時不停止	5,000円
傘差し運転、イヤホン使用	
無灯火	3,000円
横に並んで走行	
2人乗り	

■青切符交付の対象は？

16歳以上が対象となります。16歳未満の人が青切符交付の対象となる交通違反をした場合は、原則として指導警告を行います。

■自転車に乗るときに気を付けることは？

自転車は交通事故の被害者にも加害者にもなる可能性があることを理解し、次のことに気を付けましょう。

- 自転車は、原則車道の左側を通行（歩道は歩行者が優先）
- 交差点では、信号と一時停止を守って安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用
- 自転車保険に加入



※詳しくは、大泉警察署（☎62・0110）または安全安心課地域安全係（内線842）へ。